**ユープラザうたづ内における飲食店運営事業者募集要項**

１．目的

　　この要項は、ユープラザうたづ内において、施設利用者の利便性の向上及び交流人口の拡大を図ることを目的に、飲食店の運営事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するため、必要な事項を定める。

２．募集内容

（１）募集業種

　　　飲食物を提供する事業者

（２）募集店舗数

　　　１店舗

（３）店舗面積

　　　専有部分　55.8㎡

（４）契約期間

　　　契約日から令和８年３月31日まで

（５）契約予定時期

　　　令和３年３月

３．施設全体の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁８８番地 |
| 施設名称 | ユープラザうたづ |
| 設置者 | 宇多津町 |
| 管理運営者 | 一般財団法人宇多津町振興財団 |
| 施設面積 | 4204.3㎡ |
| 駐車台数 | 147台（飲食店専用としては使用できない） |
| 施設内設備概要 | ・図書館（ライブラリーうたづ）　　・研修室（２室）・ハーモニーホール（席数624席）　 ・和室（１室）・視聴覚室（１室）　　　　　　　　・アトリエ（２室）・会議室（１室） |

４．応募資格

下記の条件をすべて満たす事業者が応募できるものとする

1. 宇多津町やユープラザうたづの指定管理者と連携、協力することができ、地域住民から愛される店づくりを目指していること。
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４第２項の規定に該当しないこと。
3. 過去３年間において、食品衛生法（昭和22年法律第２３３号）に基づく行政処分を受けていないこと。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
5. 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
6. 会社更生法（平成14年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
7. 公租公課の滞納がないこと。
8. 食中毒の事故の場合、事業者の責任において即対応ができ、かつ相応の保証能力があること。

５．応募について

（１）応募に必要な書類一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 提出書類 | 内容 |
| 1 | 参加申込書（様式第１号） | 本申込書に印鑑証明書（法人）又は印鑑登録証明書（個人）と同一の印を押印すること。 |
| 2 | 企業概要及び業務実績（様式第２号） | 1. 様式に沿って作成すること。
2. 企業パンフレット等がある場合は添付すること。（Ａ４サイズに統一する。）
 |
| 3 | 決算書又は有価証券報告書（法人）確定申告書の写し（個人） | 直近３か年分の貸借対照表、損益計算書等直近３か年分の確定申告書の写し |
| 4 | 企画提案書（様式第３号） | 1. 様式に沿って作成すること。
2. 企画提案書は１者につき１提案とする。
 |
| 5 | 商業・法人登記謄本又は登記事項証明書（全部事項証明書）（法人の場合）住民票（個人の場合） | 提出日の３か月以内に発行されたもの。 |
| 6 | 印鑑証明書（法人の場合）印鑑登録証明書（個人の場合） | 提出日の３か月以内に発行されたもの。 |
| 7 | 定款（法人のみ） | 最新のもの。 |
| 8 | 納税証明書 | 下記参照 |
| 9 | 誓約書（様式第４号） |  |

納税証明書（参加申込者所在地区分ごとの必要書類）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地区分 | 税区分 | 法人 | 個人 |
|  |  | 県外 | 国税 | 法人税、所得税、消費税及び地方消費税 | 国税に未納がない証明（納税証明書その３の３） | 国税に未納がない証明（納税証明書その３の２） |
| 町外かつ県内 | 県税 | 法人事業税個人事業税 | 県税に未納がない証明 | 県税に未納がない証明 |
| 町内 | 町税 | 法人町民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 | 町税に滞納がない証明 | 町税に滞納がない証明 |

（２）提出について

1. 提出期限

令和３年２月１８日（木）午後５時15分まで

1. 提出場所

宇多津町役場北館２階　教育委員会事務局　生涯学習課

1. 提出方法

持参または郵送とする。提出期限必着とし、封筒の表に朱書きで「企画提案書在中」と記載すること。

（３）提出書類の取り扱い

1. 企画提案書及び提出書類（以下「企画提案書等」という。）の提出期限終了後は、企画書等に記載された内容の変更は認められない。
2. 提出された全ての企画提案書等は返却しない。
3. 提出された企画提案書等は、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
4. 提出された全ての企画提案書等は本事業者の選定以外には使用しない。
5. 募集説明会

　　飲食店運営事業者の募集に関する説明会を次のとおり開催するものとする。なお、説明会への参加は任意とする。

1. 日　　時　令和３年２月５日（金）　１０時～１２時
2. 場　　所　ユープラザうたづ内（宇多津町浜六番丁８８番地）
3. 内　　容　募集要項、仕様書等の説明
4. 参加人数　一応募者につき２名以内
5. 参加申込　事前の連絡は不要
6. その他　質疑応答については、募集説明会では行わず、質疑書の提出により行うものとする。

７．質疑書の提出

　　本案件に関する質問は全て質疑書（様式第５号）によることとする。質問がある場合には次の通り質疑書を提出すること。

1. 提出期限　令和３年２月９日（火）
2. 提出方法　電子メールにより提出すること。

宇多津町教育委員会メールアドレス：kyouiku@town.utazu.kagawa.jp

1. 提出様式　電子メールの件名：飲食店公募に関する質疑（申請事業者名）
2. 回答方法　全ての質問と回答を取りまとめて、全応募者へ「回答書」を電子メールにて回答し、質問内容によって事業者選定の公平性を保てない場合には回答しないことがある。
3. 回答期限　令和３年２月１２日（金）17時15分までに回答

８．事業者の選定

（１）選定方法

　　「ユープラザうたづ内における飲食店の運営事業者選定会議」において、応募者の企画提案書及びプレゼンテーション内容について、次の評価項目に基づき審査を行い、事業者及び次点者を選定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 配点 |
| 信頼性 | 経営の健全性 | 取引先との支払いはもとより、営業を続けていくための負担について、トラブルが生じないよう、一定の財務内容や資本調達の裏づけを有しているか。 | 20 | 40 |
| 経験及び実績 | 経営者、スタッフが業界において経験を有し、マネージメント技術、衛生や接客などに精通した管理者がいるか。 | 20 |
| 事業性 | コンセプト | 施設の目的とする事業に適合する業態やサービスの提供であるか。 | 10 | 40 |
| 商品開発力 | 地場産の食材を生かしたメニューの提供や宇多津らしい商品、オリジナリティのある商品等を開発できるか。 | 10 |
| 町への波及効果 | 営業活動や雇用において、宇多津町内に経済的な波及効果が期待できるか。 | 10 |
| アピールポイント | 応募者ならではの特徴ある取組や他の応募者と比較して優位な点はあるか。 | 10 |
| 計画性 | 事業計画の妥当性 | 計画する売上げや収益性の実現性や妥当性があり、継続的な営業が見込まれるか。 | 20 | 20 |

（２）プレゼンテーション

1. 実施日時　令和３年２月２２日（月）～２月２６日（金）のいずれかの日
2. 実施場所　宇多津町の指定する場所
3. 内　　容　プレゼンテーション（20分）、質疑応答（10分）
4. その他
	* 応募資格を満たさない事業者については、プレゼンテーション審査を行わない。
	* プレゼンテーションで説明する者は、原則として企画提案書に記した担当者とする。
	* プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書に加えプロジェクターで投影するスライドショー（パワーポイント使用）で行うことができる。パソコン（Windows）、プロジェクター、スクリーンは貸し出し可能であり、データはCD-R、USB、SDカードを持参し使用することができる。
	* 追加資料は配布できない。さらに企画提案書の内容を逸脱しないこととする。

９．事業者選定の取消し

　次のいずれかに該当する場合は事業者の選定を取消したうえ、改めて次点者を事業者とする。

1. 正当な理由なくして、指定された期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったとき。
2. 指定された期日までに敷金及び保証金を納入しなかったとき。
3. 事業者に選定された者が、自ら辞退したとき。
4. 事業者に選定された後、応募資格がないことが判明したとき、又は応募資格を失ったとき。
5. その他宇多津町が事業者として不適当と認めたとき。

１０．スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | スケジュール |
| 募集開始 | 令和３年１月１８日（月） |
| 質疑書の受付期間 | 令和３年１月１８日（月）～令和３年２月９日（火） |
| 募集説明会（参加は任意） | 令和３年２月５日（金） |
| 質問書回答期限 | 令和３年２月１２日（金） |
| 書類提出締切り | 令和３年２月１８日（木） |
| プレゼンテーション審査 | 令和３年２月２２日（月）～令和３年２月２６日（金） |
| 受託者決定 | 令和３年３月上旬 |
| 契約予定時期 | 令和３年３月 |

１１．問い合わせ先

　名　称：宇多津町教育委員会事務局　生涯学習課

　所在地：〒769-0292　綾歌郡宇多津町1881番地

　電　話：0877-49-8007

　ＦＡＸ：0877-49-0618

　e-mail：kyouiku@town.utazu.kagawa.jp